

2. 修学上の情報等

7 障害学生支援情報

(2) 佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進規程

佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進規程

(目的)

第1条 この規程は、学生一人ひとりの教育的ニーズにあった修学支援を推進するインクルーシブ教育を基本理念とし、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、佐賀女子短期大学に在籍する障害のある学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学等支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害、発達障害、難病等により、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、全ての学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、特に、障害のある学生の修学等支援を推進する責務を有する。

(役職者の責務)

第4条 役職者は、学長の命を受け、全ての学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、特に、障害のある学生の具体的修学等支援方策を構築する責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、全ての学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、特に、障害のある学生の修学等支援の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害のある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、インクルーシブ教育推進委員会（以下「委員会」という。）において審議し、策定する。

2 委員会においては、前項の実施計画にしたがって障害のある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 具体的な支援は、障害のある学生が所属する学科、コースが主たる責任を持つものとする。

4 前項の支援を円滑かつ適切に行うため、委員会は、関係部局間の調整を行うものとする。

(規程等の整備及び予算上の措置)

第7条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程等の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務処理)

第8条 修学等支援に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を参酌して学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から適用する。
2. 平成28年度に入学した者に係る規程は、なお従前のおりとする。

附 則

1. 令和4年(2022年)4月1日から、健康管理センターにインクルーシブ推進室を置き、業務を移管するが、以降もこの規程は、従前のおりとする。
2. この規程中の「インクルーシブ教育推進委員会」は、「健康管理センター インクルーシブ推進室」に読み替える。

附 則

令和5年(2023年)4月1日から、「健康管理センター インクルーシブ推進室」を「健康管理センター インクルーシブ教育推進専門支援部会」に読み替える。

(公表日：令和5年9月30日)